

# 第1節 保健・医療の充実

## 1 健康づくり

### ■現状と課題

「健康みなとの21計画」の目的である「健康寿命\*の延伸」は、引き続き重要な課題となります。

今後は、「生活の質の向上」、人生の質に注目した主観的な満足感や幸福感など、総合的な健康が注目されています。そうしたなかで、住民一人一人が自分の健康設計を立てられることがポイントとなります。

#### 【参考データ】

平成21年度	皆野町の65歳健康寿命	…	男：16.75歳	女：19.47歳
平成25年度	目標値	…	男：17.75歳	女：20.47歳

### ■施策の基本

健康寿命を延ばして、毎日の生活をイキイキと楽しめるような健康づくりを推進します。

### ■主要施策

#### (1)健康づくりの促進

- ① 健康寿命を延ばすことを目的に、体重管理に着目した健康づくり事業を実施し、好ましい生活習慣が得られる環境づくりを提供します。さらに住民間のコミュニケーションの活性化を図ります。
- ② 食生活改善会・いきいきサポーター・PTA・その他関係団体等と協働で住民に健康観の啓蒙を行い、好ましい生活習慣が得られるような環境を整備します。
- ③ 日常的に運動ができる環境づくりに取り組みます。

#### ※ 健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のことで、ここでは65歳からの健康寿命を掲載しています。

## 2 保健予防・介護予防

### ■現状と課題

平成20年度から開始した特定健診・特定保健指導について、行動変容が起きたかなど、質的・量的な面から評価する必要があります。

また、女性の自殺死亡率の高さや、医療費データからはメンタルヘルス対策や、がん対策が大きな課題となっています。メンタル面の支援は、社会的・経済的・文化的な条件も関与しており、総合的なアプローチが必要となります。

今後、高齢化のピークを迎えるにあたり、高齢になっても自立した生活が送れるよう高齢者の健康づくりの充実が課題となっています。

また、高齢者パワーを積極的に活用した健康づくり、町づくりが求められています。

地震・台風等の自然災害をはじめ、平成22年に流行した新型インフルエンザにみる感染症など、町民の生命・健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生の予防、拡大防止のための対策を平常時から整備しておく必要があります。

#### 【参考データ】

##### ①皆野町の高齢化率

平成22年国勢調査 … 29.2% (3,179人)

平成27年推計値 … 32.8% (3,330人)

##### ②皆野町の疾病別医療費状況（国保加入者1人あたり）

（平成23年5月診療分／順位は県内24町村における順位）

疾病名称	入院		入院外	
	順位	医療費	順位	医療費
悪性新生物	1位	4,262円	1位	1,461円
脳卒中	16位	655円	11位	141円
心筋梗塞	22位	237円	19位	183円
精神	5位	2,351円	7位	400円
糖尿病	—	—	18位	183円
腎不全	—	—	12位	1,249円

※ 順位が高いほど医療費も高くなります。

## ■施策の基本

子どもから高齢者まで、誰もが心身ともに健やかで、心豊かな生活が送れるように健康づくり支援ネットワークを構築します。

## ■主要施策

### (1)保健サービスの充実

- ① 40～50歳代の働き盛り世代をターゲットに、日常生活や労働の中で取り組める健康づくり支援として、生活習慣病予防対策を推進します。
- ② 効果的な特定保健指導（み～なチャレンジ事業）を実施するなど、がんの早期発見・予防を推進します。
- ③ 世代別のメンタルヘルス教育を実施し、生涯を通じた心の健康づくりを進めます。
- ④ 地域の見守り・支援ネットワークを構築し、自殺予防対策の強化を図ります。

- ⑤ 歯科保健対策の充実を図ります。

## (2)介護予防サービスの充実

- ① 住民の中から介護ボランティアを育成し、地域にある自主的な活動を支援します。
- ② 従来から実施している運動機能・口腔機能の充実を図るとともに、生活機能向上メニューを追加し、サービスの充実を図ります。
- ③ 高齢者の孤立化予防対策を推進します。
- ④ 高齢者パワーを活用した介護予防を推進します。

## (3)健康危機管理体制の整備

- ① 平常時から保健・医療・危機管理部門等関係機関とのネットワークづくりを促進します。
- ② 乳幼児・障害者・妊婦・精神疾患・身体疾患既往者など、災害時要支援者の把握と役割分担の明確化に努めます。
- ③ 健康危機発生に備え、中長期的視点による健康課題に対応できる「皆野町災害時保健活動計画」を策定します。

# 3 医療体制

## ■現状と課題

全国的に医師不足が問題となっていますが、秩父圏域でも、二次救急輪番体制が秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院で受け持っている現状にあります。

二次救急輪番体制を3病院だけで担当するのは厳しい状況にあります。秩父郡市医師会との連携による一次救急の充実を図るなど、救急医療体制の維持向上が求められています。

また、ちちぶ定住自立圏において、「救急医療体制の充実」「医師・医療スタッフの確保及び負担軽減」についての取り組みが進められています。

## ■施策の基本

住民の命を守るため、秩父圏域の救急医療体制の充実を図ります。

## ■主要施策

### (1)地域医療体制の整備・充実

住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、医療・保健・福祉にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する連携体制構築に向けた取り組みの充実を図ります。

## (2) 救急医療体制の充実

- ① 秩父圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、ちちぶ定住自立圏における「救急医療体制の充実」への取り組みを推進します。
- ② 住民が自分の健康に関心を持ち、健康を保つことで正しい受診による無駄な医療資源の消費を抑えるとともに、救急医療体制維持のため広報などによる啓発活動を促進します。

## 第2節 社会福祉の充実

### 1 地域福祉

#### ■現状と課題

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種福祉団体、ボランティアセンターなどの関係機関が連携し、身近な助け合いやコミュニティ活動、ボランティア活動などの地域福祉活動に取り組んでいます。

一人暮らしの高齢者が増加しているため、共助による地域の支え合い活動を通じて、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進が求められています。

病院・介護施設等への通院・通所は家族や医療機関等の自助、共助により行われていますが、山間地など交通が不便な地域に住む高齢者の買物対策が課題となっています。

#### ■施策の基本

住民の自己責任、自己決定の自立意識の向上を図るとともに、住民の地域福祉活動やボランティア活動が活発で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

#### ■主要施策

##### (1) 個人の自立意識の向上

- ① 介護・福祉サービスを自らの責任で選択できるよう、情報提供の充実、総合的な相談体制の整備を図ります。また、成年後見人制度・地域福祉権利擁護事業の周知・普及などに努めます。
- ② 「広報みなの」「皆野町社協だより」、学校教育や社会教育、ボランティア活動、イベントなど、あらゆる学習・体験機会を通じて住民の福祉意識の高揚に努めます。

##### (2) 地域福祉活動の促進

- ① 総合的、系統的に地域福祉を推進するため「皆野町地域福祉計画」を策定します。
- ② 社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センターを併設した老人福祉センター長生荘を地域福祉活動の拠点として整備し、活動の充実を図ります。
- ③ 社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員など各種委員、行政区などが連携し、ボランティア活動、小地域福祉活動、世代間交流などを促進し、地域ごとに住民相互の支え合いのあるまちづくりを進めます。  
また、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域を支える総合的なネットワークづくりを推進します。

### (3)福祉のまちづくりの推進

「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共公益建物、公共交通機関、道路・公園・住宅などのバリアフリー化を促進し、高齢者、障害者をはじめ、誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

## 2 児童福祉

### ■現状と課題

平成 23 年度現在、本町には私立保育園が 2 か所（定員 180 人）あり、乳児保育、延長保育などの特別保育に取り組んでいます。学童保育所が 2 か所（定員 100 人）、子育て支援センターが 1 か所あり、私立保育園に委託して運営しています。

平成 21 年度には、国神学童保育所を新設、平成 23 年度には、み～な子ども公園を整備するなど、子育て環境の整備に取り組んできました。

少子化の進むなか、多様な保育需要に対応できるよう、保育サービスの拡充を促進するとともに、子育て家庭に対する支援、安全な遊び場や児童館の整備など、子どもがのびのびと育ち、安心して子どもを産み育てられるまちづくりが求められています。

### ■施策の基本

子どもたちが心身ともに健やかに成長するとともに、安心して子どもを産み育てられるよう、子育てを地域・社会全体で支えるまちづくりを進めます。

### ■主要施策

#### (1)皆野町次世代育成支援行動計画

「子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまち」を基本理念とする「皆野町次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、児童の育ち・児童や家庭を支える地域づくり・家庭における子育てを支援するまちづくりを進めます。

#### (2)保育所サービスの充実

- ① 乳幼児保育や延長保育、障害児保育など、母親の就労形態の多様化に応じた保育サービスの拡充を促進します。
- ② 保育施設のバリアフリー化など、障害児保育への取り組みを促進します。
- ③ 自然体験や農業体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動など、保育内容の充実を促進します。

#### (3)地域の子育て環境の整備

- ① 幼稚園の専門機能を活かし、身近な子育て指導相談、園庭の地域開放、子育て

- てサークルや子育てボランティアなどの育成・支援を図ります。
- ② 民生委員・児童委員と小・中学校との連携及び相談活動の継続を図り、家庭への支援を図ります。
  - ③ 学校施設の開放、遊休地の活用などを進めるとともに、学童保育所の充実など、子どもが楽しく遊べる場の確保を図ります。
  - ④ 子ども会活動の指導者やプレイリーダー、子育てボランティアなど、子育て支援の人材発掘・育成に努めます。
  - ⑤ 児童虐待などの問題に対し、虐待防止ネットワークへの活動支援など、関係機関と連携し、児童虐待への適切な対応を図ります。
  - ⑥ 広報紙などにより、子育て・保育情報について周知を図ります。

#### (4)子育ての経済的支援

子育てに必要な経済的負担を軽減するために、各種手当の支給、医療費の助成などに努めます。

### 3 母子・父子福祉

#### ■現状と課題

平成23年度現在、本町の母子・父子家庭は98世帯で増加傾向にあります。

母子・父子家庭には、社会経済的に不安定で、就業や育児、家庭など多くの問題を抱えている世帯も少なくありません。

母子及び寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当支給、医療費公費負担などの経済的支援とともに、就労支援、保育園や学童保育所など母親や父親が安心して働ける環境づくりや相談指導体制の充実、母子・父子家庭相互の連携・協力体制づくりを進める必要があります。

#### ■施策の基本

母子・父子家庭の生活安定と自立を促進するために、相談体制や福祉対策など、支援体制の充実を図ります。

#### ■主要施策

##### (1)生活の支援

- ① 母子及び寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当支給事業、遺児手当支給事業、ひとり親家庭等医療費支給事業、ひとり親家庭等児童就学支度金制度などの周知と活用を促進し、母子・父子家庭の経済的安定と自立を支援します。
- ② 職業安定所などの関係機関と連携し、母子・父子家庭の就労に必要な知識・

技能の習得機会の提供を図り、就労を促進します。

- ③ 疾病や仕事などの理由で、日常生活に支障が生じている母子・父子家庭に対し、関係機関と連携し、介護者派遣制度などの生活支援事業を推進します。
- ④ 母親や父親が安心して働けるよう、保育所事業や学童保育所の充実など、児童の健全な育成環境の整備を進めます。

## (2) 相談・連携体制の充実

- ① 民生委員・児童委員や関係機関との連絡のもとに、生活相談、児童相談、健康相談など相談指導体制の充実に努めます。
- ② 母子・父子家庭相互の交流を図り、互いに連携・協力する体制づくりを促進します。

## 4 高齢者福祉

### ■現状と課題

本町の平成 22 年 10 月 1 日現在（国勢調査）の 65 歳以上の高齢者数は 3,179 人、高齢化率は 29.2%で、平成 17 年国勢調査と比較すると 135 人増加、高齢化率は 2.8 ポイント上昇するなど、高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

65 歳以上の高齢者のうち、介護保険認定者数（平成 23 年 8 月末現在）は 546 人で、65 歳以上の高齢者の 17.6%が介護保険の要介護（要支援）認定を受けています。

町内には、特別養護老人ホームやグループホーム、老人福祉センターなどの施設があり、高齢者の介護・福祉サービスを提供しています。高齢化が急速に進んでいる今日、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、「皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

### ■施策の基本

高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、高齢者の社会参加を促進するとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### ■主要施策

#### (1) 介護保険サービスの充実

高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築をめざします。



その一環として、必要に応じた介護サービスを受けられるよう環境整備に取り組みます。

### (2) 介護予防・生活支援サービスの充実

- ① 高齢者相談・情報提供体制の強化・充実を図ります。
- ② 地域支援事業の強化・充実を図ります。
- ③ 在宅生活を維持・持続するための生活支援サービスの充実に努めます。

### (3) 社会参加の推進

- ① 世代間交流の充実、老人クラブ（長生クラブ）の活性化、ボランティア活動や地域コミュニティ活動への参加など、高齢者の社会参加を促進します。
- ② 学習活動やスポーツ・レクリエーション活動など、高齢者の多様な生涯学習の場や機会の拡充に努めます。
- ③ シルバー人材センターの充実を図るとともに、高齢者農業や高齢者の起業化を支援するなど、高齢者の働く場や機会の拡充に努めます。

## 5 障害者（児）福祉

### ■現状と課題

本町の平成 22 年度の身体障害者数（障害者手帳所持者）は 390 人、知的障害者数（療育手帳所持者）は 76 人、精神障害者数（精神保健福祉手帳交付者）は 43 人であり、町内には障害者支援施設「カーサ・ミナノ」があります。

福祉サービスの充実や障害者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活の支援が求められています。

### ■施策の基本

ノーマライゼーション\*と自己決定の理念のもとに、障害者の自立と社会活動への参画の支援、保健・福祉サービスの充実、住民の理解と地域での支え合いの促進など、障害があっても住み慣れた地域で自立し、誇りをもって生活できるまちづくりを進めます。

### ■主要施策

#### (1) 保健・医療・福祉サービスの充実

① 障害のある人もない人も、すべての町民が安全で安心な快適な生活ができるよう「皆野町障害者計画・障害福祉計画」ともにささえ、つくる、ぬくもりのあるまち・みなの”」に基づき、福祉、保健、教育、生活環境政策を総合的に推進します。

- ② 皆野町、秩父市、横瀬町、長瀬町、小鹿野町が委託している相談支援事業所の秩父障がい者支援センター「フレンドリー」、生活支援センター「アクセス」、障がい者就労支援センター「キャップ」などとの連携により、専門的な相談や、訪問による相談など支援体制の充実を図ります。
- ③ 障害の発生予防、早期発見、機能回復訓練、発達に不安をもつ幼児と親を対象とした「はぐくみ相談」など、保健サービスの充実を図ります。
- ④ 障害者自立支援法による障害者の立場にたったサービスを利用できるように支援を図ります。
- ⑤ 障害者手当の周知を図るとともに、生活福祉資金の貸付など経済的制度の周知と有効利用を促進します。

## (2) 自立の促進

- ① 学校や地域での福祉教育の推進、障害者施設でのボランティアスクールなど、交流活動やボランティア活動の充実により、ノーマライゼーションの理念の理解を深め、障害者への差別や偏見のない、福祉のこころ豊かな地域社会づくりを促進します。
- ② 幼稚園や保育園、小・中学校での総合保育や教育、進路相談体制の充実などにより、障害者の希望や障害の状態に応じた保育・教育を受けられる体制を整備します。
- ③ 障害者（児）が、適正と能力に応じて働けるよう、小規模作業所などの福祉的就労の場の充実、職業訓練機会の充実を図るなど雇用機会の確保に努めます。
- ④ 障害者（児）が生涯学習、文化、芸術、スポーツ、レクリエーションなどの多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、情報提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保、障害者（児）が利用しやすい施設の整備などを促進します。
- ⑤ 障害者仕様の住宅についての相談・情報提供、住宅改造費の助成制度の活用など、暮らしやすい住まいづくりを支援します。
- ⑥ 災害時における連絡、避難・救助体制など、障害者の支援体制の充実を図ります。

### ※ ノーマライゼーション

障害のある人もない人も社会の一員として、同じように生活できることが正常（ノーマル）であるという考え方。

## 6 低所得者福祉

### ■現状と課題

本町では平成23年8月末現在、傷病や障害、高齢などにより35世帯・55人が生活保護を受けています。

被保護世帯や低所得世帯は、不況などの影響を受けやすく、また、社会的に弱い立場にあることが多いため、経済的に自立ができるよう、適切な支援を行っていく必要があります。

このため、秩父福祉事務所と連絡を密にするとともに、民生委員・児童委員、保健師、地域包括支援センターなどと連携し、相談支援体制の充実を図り、自立・自助を促しつつ、生活の安定を図ることが必要です。

### ■施策の基本

生活保護制度を基本とした福祉サービスの充実と相談支援体制の整備を図り、低所得者の生活の安定と自立を促進します。

### ■主要施策

#### (1)福祉サービスの充実

- ① 支援を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- ② 生活福祉資金の貸付など、各種資金の貸付制度を周知し、活用を促進します。

#### (2)生活自立への支援

- ① 公共職業安定所等の関係機関と連携し、生活保護世帯への就業相談、指導、能力開発の促進を図るとともに、雇用の場の確保に努めます。
- ② 秩父福祉事務所、民生委員・児童委員、教育委員会、地域包括支援センターなどと連携し、生活保護世帯の実態把握と相談支援体制の強化を図ります。
- ③ 無年金者をなくすために、公的年金制度への未加入、未払いの防止に努めます。

## 第3節 社会保障の充実

### 1 国民健康保険

#### ■現状と課題

本町の平成23年3月末現在の国民健康保険加入世帯は1,819世帯、被保険者数は3,370人で、世帯数は横ばい、被保険者数は減少傾向にあります。

しかしながら、急速な高齢化に伴う老人医療費の増加、疾病構造の変化や医療技術の高度化などによる医療費の増加、経済・社会情勢の変化に伴う国民健康保険税の収入の伸び悩みなどにより、財政状況は極めて深刻なものとなっています。

平成20年度からは、税の一本化を図るため、資格・給付と税を切り離し、税務課において国民健康保険税の課税収納を取り扱うこととし、一定の成果を上げています。

こうしたなかで、平成22年の国民健康保険法改正により、市町村国保の事業運営の都道府県単位化を進めるための環境整備として、「広域化等支援方針」の策定が可能となりました。これにより、埼玉県が平成22年12月に「埼玉縣市町村国保広域化等支援方針」を策定し、安定的で持続可能な国保財政運営を図るための検討が進められているところです。

国民健康保険の円滑な運営のためには、被保険者をはじめとする関係者に適切な情報の開示や広報の展開を行い、正しい理解を求め、適正受診による医療費の適正化や健康づくりなどによる医療費の抑制により、国民健康保険制度の健全な運営と、質の高い医療の効率的かつ安定的な供給が求められています。

#### ■施策の基本

適正な国民健康保険税の課税と収納率の向上に努めるとともに、受診の適正化や保健事業の推進による医療費の抑制により、国民健康保険制度の健全で円滑な運営をめざします。

#### ■主要施策

##### (1) 国民健康保険税の確保

- ① 広報紙やパンフレットなどにより、国民健康保険制度への理解を求め、加入を促進します。
- ② 介護保険料上乘せによる国民健康保険税の収納率の低下を防ぐため、適正な賦課、課税・収納体制の充実、未納世帯の解消を図ります。
- ③ 滞納者に対し、滞納分析に基づく適切な納付相談・指導を行うとともに、口座振替納付の促進など、国民健康保険税の確保に努めます。

## (2) 国民健康保険財政の健全化

- ① 医療通知やレセプト点検の強化、広報活動による医療費に対する意識の啓発などにより、被保険者の受診の適正化に努めます。
- ② 各種健診データの総合的な管理・活用を推進し、生活習慣病の予防や在宅医療者の支援などの保健事業の充実を図り、医療費の抑制を図ります。
- ③ 保健事業や人間ドック（総合健診補助制度）による疾病の予防・早期発見、健康づくり講演会などにより生活習慣病の予防を促進し、被保険者の健康維持・増進による高額医療費の抑制を図ります。

## 2 介護保険

### ■現状と課題

介護保険は高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年度からスタートした制度であり、平成 18 年度からは予防重視型システムへの転換が実施され、地域包括支援センターの設置や要介護（支援）状態になることの防止を目的とした事業が実施されています。

今後は、数年後に団塊の世代が後期高齢者として 75 歳を迎えることなどから、高齢化のピークを迎えるまでに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

また、要介護認定者数及び給付費も年々増加していることから、介護保険制度の周知と理解のもとに、介護給付の適正化を促進し、保険財政の健全運営を図る必要があります。

### ■施策の基本

保険財政の適正な運営を図りながら、今後到来する高齢化のピークを迎えるまでに、様々な面から高齢者を地域で支える体制の整備を推進します。

### ■主要施策

#### (1) 制度の円滑な運営

- ① 住民の理解を得るために、制度の周知と広報活動を充実します。
- ② 介護保険財政の健全運営のため、介護保険事務の効率化、保険料の徴収率の向上を図るとともに、要介護認定や保険給付の適正化に取り組みます。

#### (2) 推進体制の整備

- ① 「第 5 期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう地域包括ケアシステムの構築に取り組みま

- す。
- ② 介護認定審査会による公平・的確・迅速な要介護認定審査を促進します。
  - ③ 適切な介護保険サービス利用促進のため、地域包括支援センターと連携し、情報提供、相談、苦情などに対応する介護保険相談窓口の充実を図ります。

### 3 国民年金

#### ■現状と課題

昭和61年度に新制度として再出発した国民年金制度は、全国民共通の基礎年金の導入など老後の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。

本町の平成23年3月末現在の第1号被保険者数は1,624人となっています。

少子高齢化が進行するなか、確実な給付を確保することや、将来の世代の負担が加重なものとならないような年金保険料の適正な水準を維持することが求められています。

高齢化のさらなる進行にともない、年金制度は今後ますます重要になるため、年金制度に対する正しい認識と信頼を得るため、年金事務所との協力連携のもと、広報・啓発を促進し、年金未加入者をなくし受給権確保に努めていくことが求められています。

#### ■施策の基本

国民年金制度における町民一人一人の受給権確保に努め、すべての町民が年金を受給できるよう、広報、年金相談などの充実に努めます。

#### ■主要施策

##### (1)安定した制度運営

- ① すべての住民が年金を受けられるよう、年金事務所と協力し、国民年金制度の意義や役割についての広報活動を充実し、適用対象者の把握や未加入者の解消など、受給権の確保を図り、制度の安定化を促進します。
- ② 免除制度、学生納付特例制度、若年者納付猶予制度の周知に努めます。
- ③ 電算事務による適正な資格審査とともに、保険料の口座振替の促進など、事務処理の効率化・合理化を図ります。